

誰もが安心して著作物が利用できる環境を目指して  
—著作物等の円滑な利用環境の実現に必要な体制等の整備に向けて—

参加者アンケート（オンライン：Zoom）

当日参加者数： 213名      アンケート提出数： 114件

---

本セミナーについて、参加者の皆様から寄せられたご意見・ご感想を以下に掲載いたします。なお、原則原文のまま掲載しておりますが、個人名・組織名が特定できないよう事務局で若干の調整をおこなっておりますことをご了承ください。

### 1. 本日のセミナーで、よくわかったこと、新しい発見などがあればお書きください。

- ・最新の体系的で正確な情報が入手できた。
- ・非常によく纏まっていて、全体像の理解が進みました。ありがとうございました。
- ・ぼんやりとしか知らなかった SARTRAS の具体的な内容を知ることができた
- ・著作権の意義があらためて理解できた
- ・大学における講義での著作権について、理解が出来ました。
- ・みなさんいろいろ悩んでいらっしゃることがわかりました。
- ・サートラスの補償金について
- ・著作権の概要と、改正後の（特に保証金制度）の内容と現在がよくわかりました。
- ・著作権についての考え方を理解し、自分で考えて事例に対応することが大切なのだと教えていただけてよかったです。法律は勉強したことがなくて気が重いなあと思っていたのですが、勉強してみます。
- ・著作権の概要について、わかりやすく理解が深まった。
- ・とにかく著作物を使うのを恐れるということをしないようにすべき、ということあらためて感じました。
- ・これからの課題、考え方、4つ。
- ・著作権の理解も重要であるが、有効な運営をするためにきっちりとしたガイドラインを作成しないという考え方に賛同いたします。今後もこのような考え方を理解するように普及させていくことが重要であるように思います。
- ・教育機関での利用の要許諾・無許諾の部分でどうかなと思っていたところがわかったので良かった。
- ・著作権の概要と SARTRAS の適用範囲について確認することができました
- ・著作権法35条の改正に関して、教育現場での具体的な事例を紹介していただき、大変、理解しやすかったです。
- ・オンラインでの授業が進む中で、著作物の授業での利用についての法的な取り扱いが改めて確認できました。ありがとうございました。
- ・著作物に様々なシールが施されるようになってきていると知り驚きました。とても良いアイデアだと思います。
- ・考え方や捉え方が非常にわかりやすかった
- ・全体的に丁寧に解説してくださり、よく理解できた。
- ・著作権法の詳細の部分に目を向けていたが、考え方について理解が深まった。
- ・著作権がどのような前提で考えられているのかが大変よく分かった。
- ・「著作権等の保護に関する事業等」への関心について

- ・参加者の方がたの質問のおかげで理解が促進できました。
- ・SARTRAS は図書館委員にはあまり関係のないことだと思っていたが、著作権の啓発事業が分配金の対処になることや所属する教職員の著作物も対象になるかもしれないことがわかり、関係のない話ではないと思った。今後学びを深めていきたい。
- ・新しく認識したことは、授業目的での利用対象となるものが国内外を対象としていること。また、個別に制限規定しているものに関しても対象として良いことでした。
- ・「利用できない」のではなく「制限の範囲内」「有償で」利用の方法がある、ということをお忘れがちな、と改めて思いました。
- ・著作権のたてつけについて理解することができました。現場レベルで担当していませんが、実務担当者の疑問点が理解できるよう、引き続き、学んでいきたいと思いました。
- ・教育機関における著作権についての最新の概要がよくわかりました。
- ・104 条の 15 の規定において約 9 億円ほどの金額を保護事業等に利用できるという話に驚きました。どのような利用がされるのかを注視したいと思います。
- ・自動公衆送信の補償金制度の仕組み、考え方が理解できました
- ・補償金制度の現状と今年度 45 億円の補償金が納められたことを知りました。配分に向けたサンプルケースの収集状況についても現状を知ることができると良いと思えます。
- ・SARTRAS の事業規模や事業内容について、垣間見ることができました。
- ・授業目的公衆送信補償金制度についての理解が深まりました。
- ・補償金の分配方法がサンプリング調査だということが意外でした。
- ・授業利用での著作物の著作権者への許諾の要不要および有償・無償について、具体例がありましたので、理解できました。
- ・コロナ禍でオンライン授業が始まったことにより教員から著作権に関する質問が増え、一問一答に時間を要することが増えてきました。今回のセミナーで、1 つの事例が著作権の範囲内かそうでないかを判断するのではなく、その判断の仕方を理解することが必要だと教えていただいたことが一番の収穫でした。
- ・p15 の表がわかりやすくよかったです。補償金を SARTRAS に納めれば授業がらみの図書館ガイダンスデータも web で活用できそうで、本学は払っているのか早速確認してみます。
- ・SARTRAS のサンプリングシステムについて初めて知りました。
- ・学部生や大学院生向けの授業で、学会誌に掲載されている研究の知見を教材に含めて紹介する場合は、引用元をしっかりと記載しており問題ないと思っているが、外部で様々な研修をしたり地域で話をするとき、同様のことをすると本来ならば著者の許諾が必要であることは知らなかった。それにおいても、引用元をしっかりと書こうと思った。自分達で制作した動画教材を学会で映写する場合には、著作者の許可がいることがわかった。以前、教えてもらっていたことだが、複数の制作したときに著作者はだれか、だれが許可をするかというのは決めておく必要がある必要性がよくわかった。教員自身の著作権の管理について、著作権を受け取る側にもあるということをよく考えておきたい。
- ・何らかの刊行物を執筆等した教員が著者として補償金を受けられる可能性があること
- ・クリエイティブコモンズ以外の視覚障害者用のマークなど不勉強で初めて知りました。
- ・基本的な考え方を利用者が理解する。当事者意識をもって、制度を考えて利用すること。
- ・著作権について、基本的な考え方の再確認ができた。また、個別の権利者が定めた規約等よりも 35 条が優先されると考えてよい、とのお話があり、逆（個別の権利者の規約が優先される）であると考えていたため、新しい発見となりました。まだまだ理解が足りていないと知りました。

- ・細かな事例にとらわれてしまいがちですが、個別案件に終始せずに、各自が指針を熟知して適切な判断ができるようにという言葉が、今後取り組んでいくべき姿勢として認識できました。
- 教員も補償金を受け取る立場ということが再認識できました。補償金の配分についても理解できました。
- 便利に簡単に著作物が入手できるようになっても、コンテンツの価値は減らないので相応の対価をとという指摘はしっかり覚えておきたいと思います。
- ・文化庁だけでなく、民間団体などもわかりやすいルールを作っていること、著作権は、教育に関することならば何でもOKのような感じであったが、それぞれについて条件があることについて理解できた。
- ・「クリエイティブ・コモンズ」「自由利用マーク」「eye マーク」について、ぼんやりとしていたのが正しく理解できました。改正 35 条について、より具体的な説明があり、理解が深まりました。また基本的な考え方について、認識が間違っていなかったことも確認できて、有意義でした。
- ・著作権のあるものの利用に際して、必ずしも金銭のやり取りが発生しないということを初めて知りました。
- ・著作権法に関わる大きな枠組みと、その中での授業目的公衆送信補償金制度について改めて理解を深めることができました。特に最後の質疑応答では、教育機関側の考え方を良く理解することができました。質疑応答部分も含めて学内の教職員にSD 研修として聞いてもらいたいと思いました。
- ・大学教員の著作物も保証金制度の対象となることについて、当然のことではありますが、意識から漏れていました。気づけてよかったと思います。
- ・著作権法について、私自身が思い込みをしていたところもあり、本日のセミナーで正しい情報と知識を得ることができました。
- ・著作権に関する業務を本業としていないので、少し難しく感じましたが、何度か表示していただいた事例がわかりやすかったです。
- ・著作権制度全体のことや著作物の利用についての基本的なことから、大変わかりやすくご説明いただきありがとうございました。「運用指針」の考え方を理解することが重要ということがよく分かりました。
- ・「教育目的だから・補償金を支払っているから何でもOK」という訳ではない、著作者の主張と反していても35条に則っていれば問題なく利用できる、等、皆がひっかかる部分に明瞭なご説明をいただき、分かりやすかったです。
- ・補償金の分配、サンプリング調査について知ることができました。この辺り、もう少し詳しく確認したいと思いました。
- ・とても繊細なお話しだと思いました。
- ・セミナー等で知識を付け、考え方を理解し、自ら判断できる力を付ける事が必要であることが再認識できました。
- ・SARTRAS の運用指針の作成方針について、事例集のようなものではなく、基本的な考え方を示し、それぞれ考えてほしいということ、再度認識いたしました。
- ・大和先生が私見として挙げられていた内容はとても有益でした。率直に丁寧にご意見を共有いただき本当にありがとうございました。
- ・考え方を理解して自分で判断できるようになることが求められていることがわかりました。
- ・大学図書館で働いていれば当たり前のことではありますが、研究・教育支援をする立場として、常に著作権法を頭の一部に置きながらサービス・運営を考えていく必要があると思いました。最後に竹内先生がおっしゃっていましたが、各論について誰かに教えてもらうということではなく、考え方を理解したうえで、自分の所属する大学の利用者に示したり、サービスや支援に活かしていけることが大事だと思いました。

- ・それぞれのケースへの対応方法をその都度探してしまうが、まずは 35 条の運用指針を読み込んで内容をきちんと理解することが大切だと改めて認識しました。
- ・「改正著作権法第 35 条運用指針」は、年々、明快になってきているように感じています。しかしながら、なかなか判断に自信が持てないという場面が多々あります。「著作物利用の現場にいる人間が、制度の趣旨を理解し各自が現場で判断する、また現場で判断できるようになるということが大切である」という御意見について、以前のセミナーでもお聞きしたように思います。しかし実際にはなかなか難しいです。またセミナーのなかでもありましたが、「支援者」ないし「支援組織」、さらにはアウトソーシングがどこまで認められるのかは、どうもまだ良くわかりません。大学図書館勤務ですが、図書館が組織的にどこまで支援できるのか、よくわかりません。
- ・「非営利目的の教育機関における利用」についての図解が分かりやすくよかったです。
- ・35 条の改正内容をあらためて確認することができた。また、千葉大でのサンプル調査の対応事例も聞くことができ、参考になった。104 条の 15 で規定されている「著作権等の保護に関する事業等」が、大学にも適用される可能性がある、という指摘は新たな視点で新鮮だった。教員や学生への著作権教育や人材確保などに活用されることを期待したい。
- ・法改正の趣旨と基本的な考え方
- ・個々の事業者の利用規定よりも法律が優先されるという事。
- ・改正著作権法第 35 条の運用について、理解できました。
- ・途中からの参加でしたが、資料があったので、理解できました。
- ・今回のセミナーで「クリエイティブ・コモンズ」「自由利用マーク」「eye マーク」の種類と意味について新しい発見となりました。
- ・「著作権の権利」の例外（教育現場で活用できるもの）がまとまっていて、わかりやすかったです。「著作権版エネルギー保存の法則」という考えが興味深かったです。
- ・コロナ禍でオンラインによる授業に切り替えなくてはならなくなり、高等教育における著作権法がいろいろと詳しく決められたということがよくわかりました。
- ・著作権法の概略や最近の法改正でできるようになったことの理解
- ・昨年度大きく改正された著作権法について、丁寧に図解していただき、大変わかりやすく視聴できました。
- ・著作権法第 35 条の改正前と改正後の違いがよく分かりました。
- ・新しい発見としては、「個々の事業者の利用規定」と 35 条に齟齬があった場合に、35 条が優先される、ということ。また、よくわかったところとして一番は、「非営利目的の教育機関における利用」という資料が大変わかりやすかったです。著作物の利用について自分の中で理解が曖昧だった部分が、整理されてありがたかったです。また、条文や運用指針をかみ砕いて書き添えて下さっているのも嬉しいです。
- ・サンプル調査についての情報
- ・「著作者の権利」の例外（教育現場で活用できるもの）について、大変分かりやすくまとめていただき、改めて確認することができました。
- ・改正前の著作権法第 35 条の読み方・平成 30 年改正著作権法第 35 条の詳しい説明があり、理解しやすかったです。
- ・サートラスに大学が、細かい使用する事の報告していることがわかりました。著作隣接権がよくわかりました。
- ・改正著作権法第 35 条について、丁寧に説明していただき、大変参考になりました。
- ・著作権というと、どうしても慎重な対応をと身構えてしまうのですが、冒頭に、著作者をリスペクトするというのを念頭に、という大和先生のお言葉をもとに考えていけばよいのだと、改めて痛感いたしました。

- ・自由利用マークシール等の存在を知り得たことで私にとってとても有意義な情報を得ることが出来たと思っております。
- ・SARTRAS の存在、保証金のうち、2割が普及や人材の育成に使われること、日刊工業新聞の連載
- ・質疑の中でのお話ですが、配信を外部の業者に委託するのは 35 条の範囲外ではないかというのは見落としていた論点でした。教員自身か事務職員が配信するのが常態化しているので、そこまで人手が足りない教育機関があるというのは意外でした。
- ・著作権の制定されている根本的な考え方を理解したうえで、違反しないかどうか判断していくことが必要なのだと感じました。

## 2. 本日のセミナーで、よくわからなかったこと、疑問に残ったことがあればお書きください。

- ・運用指針の更新。補償金分配のためのサンプル調査について、もともと無許諾で可能な部分と、授業目的公衆送信で利用した部分との切り分けが、必要なかどうか。必要だったら教員にとっては難しいと思いました。
- ・「今後、高等教育関係者が考えていく必要があるもの（私見）」の追加されたスライドについて、細かい文字を読み切ることができなかつた。追加版の PDF をお送りいただけるとありがたい。
- ・考え方の前提はわかったが、どうしても事例を見て判断しなければいけないことがあると感じた。
- ・配布資料をもう一度熟読したいと思います。
- ・著作権の総論的な説明及び 35 条法改正の内容に終始されたのが残念でした。判例による蓄積がなく、ガイドラインを理解しろと言われても個別事例において判断に迷う場合が多々あります。今回の講演会の概要説明を読み、改正法及び補償金制度の施行により見えてきた新たな論点等お話しただけのものかと期待していたため、思っていたものではありませんでした。
- ・丁寧なご説明でグレーゾーンが多い 35 条について少し理解が出来たと思います。
- ・竹内先生が仰るように、図書館員などの著作権関連業務の従事者や教育関係者が著作権の考え方を正しく理解することはとても重要だと思います。が、その方策が浮かびません。
- ・やはり、具体的にどのような場合が、35 条でアウトなのかセーフなのかの判断についてです。
- ・おっしゃるとおり、考え方を学んでいくしかないのはわかるのですが、中々難しく感じます。
- ・大変わかりやすく、理解が進みました。
- ・補償金を支払っても、企業側との契約内容で利用できないという経験があります。企業側の契約の方が法律を上回るのか、そのような企業は補償金を一切受け取らないということなのか疑問です。
- ・最後の質疑応答にて、大和先生と竹内先生からの回答を拝聴し、授業目的公衆送信補償金制度について、教職員自らが適正な運用を考えていけるように成長していかないと理解しました。質疑応答の中で、大和先生がおっしゃられたように SARTRAS へ直接質問する前に、教育関係者の中で質問事項をブラッシュアップしていけるような意見交換ができる場所ができると良いと感じました。
- ・配布資料にない、当日のみ表示のスライドも資料に組み入れていただけると助かります。
- ・著作権者の権利が正当に守られているのかという点及び補償金の使途、小・中・高校での授業の場合、ほぼ教科書からとなると思いますが、教科書にする際に学校での授業目的に限り学校から補償金を徴収しない形のできるのか等の検討はされたのか、またその見解など聞いてみたかったです。
- ・著作権者が許諾内容を明示している場合でも 35 条の要件を満たしていれば、35 条の範囲で利用できるという考え方をお示しくださいましたが、2021 年度の運用指針の 20 ページの「その他」に記載されている検討中の件についてはどのように考えればいいのか、2022 年度開始前に何らかの方針が示されると考えてよろしいでしょうか？
- ・質問時間中に入力できませんでしたのでアンケートにて記載させていただきました。また、講演中お話しただいていたにも関わらず、聞き逃しでしたら申し訳ございません。”

- ・最後あたりの質疑について、著作権者の意向とは関係なく、35条の要件を満たせば無許諾で授業利用できると理解しました。よく聞き取れなかったので、正しく理解できているか不安に思っています。
- ・「エネルギー保存の法則」について、コンテンツ作成のコストについて、どのようにしたら利用者側が理解するのか悩ましいように感じています。しかしそれ以上に出版者側に対して、ビジネスチャンス逃しているように感じています。大学図書館員に勤務していますが、購入した紙媒体の資料がいつまでも真新しいままであることを見て、紙媒体の限界を強く感じていますし、教材もオンラインがデフォルトとなると考えるべきかと思います。コスト回収の方法について、まだまだいろいろ効率的で小回りの利く方法が考えられるのではないかと思います。オンラインでの電子決済に対する学生の心理的なハードルは下がっているように感じます。補償金制度は最低限の補償にしかならないでしょうし、出版社側がコストを回収し、利益をあげるためのシステムを作っていないと、エネルギーはまわっていかないように感じました。
- ・学生が他大学図書館を利用し複写したものをレジュメ内に用い、所属大学のゼミ受講者にPDFでメール共有してよいのか？資料の持ち主にかかわらず授業目的公衆送信の補償金支払は学生の所属機関によるのか？
- ・医学部を有する機関に所属しているのですが、JCOPYライセンス使用料金に対する見解について、どう捉えてよいのか思案しているところです。自然科学書協会がたびたび発信している内容など見てるとよく分からなくなります。今回のセミナーとは違う話かもしれませんが、ヒントになればと思い参加しました。
- ・35条だけでは不十分な部分を、今後どのように利用しやすくなるよう制度化していくのか、もう少し具体的な話を伺いたかった。
- ・「著作権者の権利の例外」が色々あるので、その理解が追いつきませんでした（配付資料をもう一度見直してみます）。
- ・日本の著作権（教育目的）は、国際的に見て何が同じで何が異なるのか？米国では教科書やシラバスがほとんどデジタル化されているので、教育目的の著作権が日本とは異なるのではないかと想像しています。
- ・学内著作物の電子化（リポジトリ）を担当していたときにクリエイティブ・コモンズの6段階のうち、一番きびしくしておいたのですが、それでよかったのか気になっています。
- ・授業目的公衆送信の事例のガイドライン
- ・質疑応答の際に、サブスクリプションサービスなど、個人で契約しているサービスから入手できる著作物について、利用しても問題ないという見解のように聞こえたが、ガイドラインでは現在検討中となっています。どちらが正しいのでしょうか？
- ・現在、著作権法が直接関わる実務についていないので、現実問題として直接自身にふりかかる問題ではないのですが、実際に実務を担当することになった場合、どのような疑問点が出てくるのか、今のところ、わかりかねている次第です。
- ・「今後、高等教育関係者が考えていく必要があるもの（私見）」の部分で聞き取りあぐねた箇所がありました。資料を配布いただけますと幸いです。
- ・「著作権的エネルギー保存の法則」という箇所が、よく呑み込めませんでした。
- ・講演の中で、各々の著作物の利用規約より35条規約が優先される、というようなお話があったかと存じます。SARTRASへ保証金を支払っている大学の授業では、出版社として許諾していないものでも、web授業等での公衆送信は可能であるとの認識でよかったでしょうか。
- ・配布資料とセミナー上で使われた資料をなぜ同一のものにされなかったのか疑問でした。詳しい方をいただきました。

### 3. 大学における教育・学修支援の在り方についてのお考え、教育・学修支援のために必要と思う資質・能力、また、教育・学修支援のご所属先での取組事例やご存知の特徴ある事例などがあればお書きください。

- ・最後のまとめにもあった通り、自分で著作物を使えるのかどうかをしっかりと判断できるようになるべきかと思えます。質問でも書きましたが、特に最近引用と著作物の無断利用を等しく扱ってしまっている人もいるので気を付けたいと思います。

- ・本件に関するセミナーを開催し、FD 活動として公聴しております。本学も自分が所属する学部にて調査がありました。
- ・著作権法の改正やコロナによってオンライン授業が主流となってきているように感じる。その中で物理的な場としての大学はどのようにあるべきなのか、スケールが広がってしまうが気になっている。
- ・著作権の教育利用について理解を深める取り組みや、お話にもありました相談窓口の設置の必要性を感じます。
- ・教育・学修支援のために求められているのは、「伝わる、伝える力」だと思います。自分達が伝えたいことが溢れて、学ぶ側に伝わらない、学ぶ側が聴こうとしないと意味がないと思います。本学の担当者は、学ぶ側に立って伝えるつもりが希薄で、自分が好きな形にこだわり表現しており、非常に残念に感じています。この感想は私一人ではないので、担当者に伝えていますが、直りません。一生懸命何かを伝えよう、伝えようと気持ちを強くしすぎると伝わりづらくなるのは、オフライン・オンラインでも変わらないと改めて考えさせられました。
- ・教職協働から教職学協働へ、ピアサポート体制の充実はこのからの学修支援に重要な役割を果たしていくと思います。そのためにアカデミックアドバイザーやピアサポート関連の知識、能力が必要ではないかと考えています。
- ・資質としては寄り添う気持ちと熱意が必要だと感じます。現実としては業務が多忙でせっかくのオンラインセミナーを申し込んでいても諦めるケースもあり、定員がある場合は申し訳ない気持ちにあります。ただ、私立大学の場合、経営とのバランスもあり、安直に専任や専門の事務職員を増やすことは難しいと理解しています。理想を追うだけでなく現実とのバランスを考えつつ課題解決を進めるのが適切だと思料します
- ・所属校は完全オンライン型の大学で、第 32 条の引用の要件を満たすことを前提に教材作成を行っています。より魅力的な教材を開発できるように、本年度から補償金制度にも申込みました。学内で独自の著作権ガイドラインを策定していますが、引用の要件を超える範囲で補償金対象の教材作成を行う場合の事例を本学でも整理していくことになりますので、関係者フォーラムの皆様と歩み寄りながら学内で本制度を適正に運用していきたいと思えます。
- ・教育のことも、学習支援（特に ICT 活用）については、次々にいろんなことが更新されていきますので、既存のことも学ぶことはもちろん必要ですが、知識を刷新していくことが必要と考えます
- ・自分自身（学科・大学）の教育に誇りを持ちながら、他者（学科・大学）の教育に理解を示し、自分自身（学科・大学）の教育改善に前向きになればよいですね。
- ・学生が将来どのような進路を選ぶとしても、（学術）情報を扱う上での倫理・公正、著作権といったことは、社会生活を送る上でも身につけておいた方がよいと思います。そうしたことを図書館が伝えていき、学生が主体的に考えて生きていけるような支援ができればよいと思います。
- ・セミナーでの質問にもありましたが、著作権に関して対応できる専門知識を持った担当者がいない。大学でそのような人材が確保できるような制度があればと思いました。
- ・必要な資質はいろいろあると思うのですが、支援者としての資質としては「傾聴」と「理解」が必要かと思えます。一方で不足しているのが客観的なニーズ分析ではないかと思えます。手持ちのノウハウやコンテンツと言ったりソースを幾ら推したところでも、ニーズがなければ、徒労に終わるように思えます。特に大学図書館では、各機関のニーズ分析を十分にせず流行に乗ってしまう傾向を感じます。
- ・図書館職員として関わっている著作権、学術システム、学習支援、外国雑誌購入等業務の折に触れ他部署とのかわりや情報共有の大切さを感じます。大学組織の運営に、時に助言者として、緩衝材として機能することが図書館の役割なのかな、と考えています。
- ・学生への教育・学修支援は徐々に充実してきていると思うが、学生を直接教育する立場の教員へのフォローがまだ足りないのではと感じている。

- ・教育・学修支援のご所属先での取組事例：今年度の留年生支援として、留年生が（ほぼ）占有できる場所で、授業の質問対応他、よろず相談受け付けますよ、という時間を毎週設けましたが、実際にはほとんど参加してもらえず機能しませんでした。
- ・哲学の無い教員が多いので、教員の教育とその時間の確保が一番必要と思います。
- ・職員一人ひとりが大学を支えるという自覚が大事だと思います。
- ・コロナ禍あるいはポストコロナの社会における図書館等での非来館サービスの拡張について、新たな具体的方策をどのように探せば良いのか、皆様方のお考えをうかがい、ヒントにしたいと思います。
- ・教育現場のオンライン化が急速に進み、教育・学修支援において、機器の技術的な知識、著作権に代表される法律の知識が必要になっていると感じております。
- ・著作権に関する見識について、部署横断で深める必要性を感じています。学内の既存の部署（情報メディアセンターや図書館）のいずれかだけでは十分ではないものの、様々な事情で管掌が曖昧な状況です。法改正や教育環境の変化に対応するために、枠組みを超えた運営の在り方が、個人に対しても組織に対しても求められていると考えます。
- ・今回、大和先生のわかりやすい説明や資料をあたりにして、研修スキルも大事だなあと感じました。面白い授業ができて学生の心をつかむのと同じように、ポイントを正確に、さらに楽しく伝えられるセミナーを実施できる能力がほしいです。
- ・著作権教育が本学は行われたいのが残念です。
- ・授業のオンライン化・ハイブリッド化に伴い、対面や施設設備の充実を中心とした学修支援の在り方が転換点に立たされていると感じます。オンラインツールの取り扱いや、その周辺知識（著作権など）を熟知することが必要と感じています。
- ・特効薬はないと思います。多くの方が似たような所で誤った利用を何度もされます。根気よく説明を続けるほかないと思います。

#### 4. オンラインセミナーを受けてみて、ご不便に感じたこと、改善してほしいことがありましたら、ご自由に記入してください。

- ・Q&A で回答されている時、そもそもの質問内容が何か分からないものがいくつかありました。
- ・資料の配布がもう少し早いと助かりました。
- ・Q&A がすぐに更新されず、回答いただいている最中に質問の詳細が確認できなかったのですが…当方の問題でしたらすみません。
- ・非常に快適に視聴出来ました。ありがとうございました。
- ・資料のデータをもう少し早めに頂ければ助かります。
- ・ダウンロード可能な資料以外もすべて後で見直したかったです。
- ・不便に感じたこと、改善してほしいと感じたことはありません。
- ・セミナー開始前に資料をダウンロードできるようにしていただけると良かったです
- ・以前は千葉大学の会場で参加させていただいたことがあります。コロナ禍のためオンライン開催ではありましたが、このような厳しい状況下でもセミナーを企画し、公開してくださる皆様に心より感謝申し上げたいと思います。
- ・Zoom の拍手機能も使えないのは制限し過ぎではないでしょうか



- ・事前配布資料の連絡を受け取っていないように思います。メールでまぎれこんでしまったのか、検索かけても見つけられませんでした。当日にもリンクを示していただけたら助かります。
- ・特にありませんが、今回、資料が事前配布されていなかったのも、資料を見て、講演を聞いて、というのが少し追いつかなかったところがあります。
- ・口頭で回答された質疑応答内容も含め、後日見られると助かります。
- ・オンラインのおかげで、地方にいても、様々な情報に触れることができるのでありがたいです。
- ・質疑応答で、質問内容が自分のQ&Aに表示される前に口頭で回答されてしまったので、内容を理解するのに時間がかかってしまった。
- ・講演者の「息継ぎ」がたびたび聞こえてきましたのでマイクの位置などをあらかじめ講演者に伝えておいたほうが良いように感じました。
- ・セミナーが始まってから資料が配られると、印刷することもほかの端末で見ることもできないので、できれば事前に配布してほしいです。
- ・当日発表資料の最終更新版を入手できる方法をご提示いただければありがたいです。事前配布資料よりもアップデートされているので、より有益だと思います。
- ・2でも記載しましたが、事前配付資料に掲載されていなかったスライドの配布を希望いたします。
- ・資料のURLをもう少し早く表示しておいていただけるとありがたいです。または事前にお知らせいただけたらなおありがたいです。
- ・今回、特に不便を感じることはありませんでした。丁寧なご準備・運営に感謝いたします。
- ・業務中に気軽に参加できるので、オンラインセミナーは非常に助かります。ありがとうございました。
- ・良かった。
- ・セミナーに参加してよかったと思います
- ・とても有意義でした。ありがとうございました。

##### 5. 本日の内容について等、その他、自由にご意見をお書きください。

- ・貴重な機会をありがとうございました。
- ・ありがとうございました。知識が不足していることもあり、とても勉強になりました。
- ・大変勉強になりました。ありがとうございました。
- ・本日は参加させていただきありがとうございました。
- ・全体像がはっきり見えていないために、大学の担当部署ははっきりしたことを言ってくれず、暫定的な運用にならざるを得ないところがあり、難しさを感じます。また情報共有も難しいです。ただ、SARTRSで精いっぱい分かりやすい資料を公開してくれているので、参照するものがあることに救われています。
- ・個別の事例をある程度示して頂いてよかったと思います。
- ・個別事例について、自分で回答できるよう研鑽を積んでゆきたいと思いました。
- ・大変有意義な講義でした。ありがとうございました。
- ・毎回、参加させていただいているセミナーはとても勉強になり、業務でも活用することができています。どもありがとうございました。
- ・貴重なお話を拝聴でき、大変、有意義な時間となりました。ありがとうございました。
- ・著作権講習会でしたね。
- ・似たセミナーをいくつか受けたことがありますが、本日のセミナーが一番わかりやすかったです。

- ・大学における著作権の扱いが大変分かりやすかったです。
  - ・Zoomの共有資料は、自分のペースで資料内容を確認するのが難しいですが、今回配布資料を講義を聞く前にダウンロードさせていただけたため、理解しやすいと感じました。
  - ・定期的にセミナーに参加したいと思いました。
  - ・本日は教育の視点から著作権法について知ることができとても良い機会となりました。事例も身近に感じるものが多く、理解しやすかったです。ありがとうございました。
  - ・教育現場での利用に特化して、課題等を示していただけたのが、分かりやすかったです。
- いつも有意義な企画提供をいただき、ありがとうございます。
- ・配布資料も提供いただき、ありがとうございました。
  - ・本日は、どうもありがとうございました。著作権の基本から法改正の内容にまで、コンパクトに解説いただき、わかりやすかったです。
  - ・本日は貴重なお話を聞かせて下さり、ありがとうございました。
  - ・著作権については資料を読むだけでは、なかなか理解できないのですが、今日の先生のセミナーはとてもわかりやすく思いました。貴重なセミナーに参加させていただきましてありがとうございました。
  - ・ウイズコロナ時代の授業教材の作り方は、先生方からもよく相談されるちょうどタイムリーな話題で、多くの図書館スタッフと一緒に視聴させていただきました。大変ありがとうございました。
  - ・個々の事例の判断ではなく、考え方そのものの理解が大事であるとのことでしたが、個々の事例の判断を重ねることで考え方が養われていくという側面もあると思うので、やはり事例集のようなものがあれば、現場は助かるのではないかと思います。
  - ・新型コロナウイルス感染症発生以来、図書館でもオンラインでできることを探りながら対応しています。資料を作成するにあたって、著作権法上問題がないか確認することが増えました。あらためて基本をしっかりと身に付けたいと同時に、気軽に質問ができる相談窓口ができることを願っています。本日はありがとうございました。
  - ・いつも貴重なフォーラムや講演会を企画していただきありがとうございます。
  - ・個々の事例に対する対応については基本的な考え方を理解したうえで、個々人で判断できるようになることが重要である、とのお言葉がありました。今後も大学によって様々なケースが生じる可能性があり、ガイドラインで網羅することは限界があるかと存じます。教育現場で議論や検討を重ねていくことが必要なのだろうと理解しました。本日はありがとうございました。
  - ・土台となる考え方と、細かい説明と両方含んでいた内容で大変参考となりました。
  - ・わかりやすい内容のセミナーをありがとうございました。
  - ・大和先生、資料の二次配布を許諾いただき、ありがとうございました。学内での啓蒙に活用して参りたいと存じます。
  - ・大和先生の大変わかりやすいスライドの内容で理解が深まりました。ありがとうございました。
  - ・こちらのセミナーでは配布資料はいつも当日・時間内の提示でしょうか？私事ですが、本日テレワークでプリンタが使えず、資料に書き込みをしたり…という方法が取れず残念でした。「これが方針」ということでしたら仕方のないことですが、前日までに（アクセス先のURL提示と同タイミングなど）にご提示いただけるとありがたいと思いました。
  - ・配信資料には最初の方でお話しされていた際の緑色の背景の資料が無いため、可能であれば配信していただけると有難いです。

・大学の先生や教務部門スタッフだけでなく、これから先生になる大学生達にも見てもらいたいと思いました。

- ・動画等公開されたら、紹介したいです。
- ・基本的な内容から、今後の課題とする点を知ることができ、とても分かりやすかったです。
- ・個別の事例における一つの判断が一人歩きしてしまうことはよくあることだと思います。そうではなく、それぞれが理解を含め独自に判断できる理解を深めることが大事だと考えます。
- ・いつも有益なセミナーありがとうございました。今後ともよろしく願います。
- ・貴重なお話ありがとうございました。
- ・本日は大変有益な情報をありがとうございました。
- ・もし可能でしたら、下記2点を今後ご検討いただけたらと思います。

(1) パワーポイント資料で講演中に追加されていた部分の配信

(2) セミナー動画を期間限定で良いので、オンデマンドでもう一度見返せるように公開

- ・パワーポイント資料がとても丁寧につくられていてわかりやすく、とても勉強になりました。
- ・いつも興味深くかつ業務に関連のある講演会が多く感謝です
- ・大変勉強になるご講演、ありがとうございました。「改正著作権法第35条運用指針」で、著作物の利用に関する指針が示されておりますが、実際の現場では、判断に悩むケースが多々ございます。個別事例の問い合わせ先が整備されると、著作物の利用が円滑になされるのではないかと思います。
- ・本当に、受講して良かったです。ALPSセミナーは毎回大変ためになる内容ですが、実はたいがい「背のびして」半分わからないまま聞いています。今回はちょうど自分の身の丈に合っていたというか、ほぼ全部理解できる(わかりやすい)ものでした。また、この貴重な資料をフリーにして下さって感謝いたします。ただ、現在の自分の所属組織では、著作権や授業目的~ について、図書館が教員にレクチャする機会はないのです。はたらきかけるべきか悩みます。
- ・大和先生のわかりやすいご説明で再確認することが出来ました。詰まる所、利用者側にとっては許諾か否か! であり、またそれに関わる著作側等の費用については課題であることも垣間見れました。
- ・著作権に関して、おさらいができてよかった。
- ・わかりやすく、勉強になりました。ありがとうございました。
- ・著作権について、セッションできる場が、良いです。
- ・著作権についてのセミナーは、何度か参加したが、グレーな感じで、説明もハッキリせず、曖昧なものが多かったが、今回は、大変わかりやすく、最新の情報を知ることができました。著作権は、「考え方を理解して、適正に利用する」という言葉に、ハッとしました。ありがとうございました。
- ・ご質問の趣旨とは異なると思いますが、学修支援を担う職員の異動やベテランの退職、新規採用が続いていること、また、個々人の得手不得手や特性もある中で、今回の著作権のような基礎的な知識・スキルの底上げや、業務の平準化が課題であると感じます。オンラインで開催されるセミナーが増え、時間や場所の制約が少なくなっていることは、望ましい傾向だと思います。
- ・運用指針に基づいた教育機関側の判断が求められているとのことですが、どうしても一つ一つの事例についてより明確な回答事例を求めてしまいます。以前、SARTRASの説明会でも、できるだけ多くの事例を掲載していただけたとのことでした。できれば、多くの事例についてご説明いただけると幸いです。
- ・他の教育機関でも著作権処理担当者が少ないということを知りました。私も一人で著作権処理を担当しています。

